

札幌地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 重加算税賦課決定処分取消請求事件
国側当事者・国(札幌北税務署長)
令和3年5月20日却下・棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	大嶋 一生
同	越前谷 孝弘
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	札幌北税務署長
	吉田 浩
同指定代理人	鬼頭 忠広
同	三浦 浩
同	白田 裕二
同	久恵 茂樹
同	大堀 修一
同	朴澤 勲
同	傳法 章由
同	捧 浩之
同	坂田 祐輔

主 文

- 1 本件訴えのうち、次の部分に係る訴えをいずれも却下する。
 - (1) 処分行政庁が原告に対し、平成28年12月27日付けでした、原告の平成24年4月1日から平成25年3月31日の事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、37万5500円を超えない部分の取消しを求める部分
 - (2) 処分行政庁が原告に対し、平成28年12月27日付けでした、原告の平成25年4月1日から平成26年3月31日の事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、93万3500円を超えない部分の取消しを求める部分
 - (3) 処分行政庁が原告に対し、平成28年12月27日付けでした、原告の平成27年4月1日から平成28年3月31日の事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、28万8500円を超えない部分の取消しを求める部分
 - (4) 処分行政庁が原告に対し、平成28年12月27日付けでした、原告の平成24年4月1日から平成25年3月31日の課税事業年度の復興特別法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、3万9000円を超えない部分の取消しを求める部分
 - (5) 処分行政庁が原告に対し、平成28年12月27日付けでした、原告の平成25年4月1日

から平成26年3月31日の課税事業年度の復興特別法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、6万9500円を超えない部分の取消しを求める部分

(6) 処分行政庁が原告に対し、平成28年12月27日付けでした、原告の平成27年4月1日から平成28年3月31日の課税事業年度の地方法人税に係る重加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えのうち、9000円を超えない部分の取消しを求める部分

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

1 処分行政庁が原告に対し平成29年11月22日付けでした、原告の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度（以下、この期間に対応する事業年度及び課税事業年度（以下「事業年度等」ということがある。）を「平成24年3月期」という。）の法人税に係る更正の請求に対する、更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

2 処分行政庁が原告に対し平成30年11月14日付けでした、①原告の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度（以下、この期間に対応する事業年度等を「平成25年3月期」という。）、②同年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度（以下、この期間に対応する事業年度等を「平成26年3月期」という。）、③同年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度（以下、この期間に対応する事業年度等を「平成27年3月期」という。）及び④同年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度（以下、この期間に対応する事業年度等を「平成28年3月期」という。）の法人税に係る各更正の請求に対する、更正をすべき理由がない旨の各通知処分を取り消す。

3 処分行政庁が原告に対し平成30年11月14日付けでした、①原告の平成25年3月期及び②平成26年3月期の復興特別法人税に係る各更正の請求に対する、更正をすべき理由がない旨の各通知処分を取り消す。

4 処分行政庁が原告に対し平成30年11月14日付けでした、原告の平成28年3月期の地方法人税に係る更正の請求に対する、更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

5 処分行政庁が原告に対し平成28年12月27日付けでした、①原告の平成25年3月期、②平成26年3月期及び③平成28年3月期の法人税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

6 処分行政庁が原告に対し平成28年12月27日付けでした、①原告の平成25年3月期及び②平成26年3月期の復興特別法人税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

7 処分行政庁が原告に対し平成28年12月27日付けでした、原告の平成28年3月期の地方法人税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。

8 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、原告の平成24年3月期から平成28年3月期の法人税、復興特別法人税及び地方法人税（以下「法人税等」という。）の額について、①株式会社B（以下「B」という。）に支払った外注費を損金の額に算入し、②株式会社C（以下「C」という。）から受領したコンサルタント料を売上高として益金の額に算入して計算すべきところ、処分行政庁が、上記外注

費及びコンサルタント料の一部は対価性を欠くと判断して、上記①・②を否定し、請求の趣旨1～4の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）及び同5～7の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各通知処分と併せて「本件各処分」という。）を行ったのは違法であると主張して、原告が、被告に対し、本件各処分の取消しを求めている事案である。

2 前提事実（当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者等

ア 原告は、平成16年11月●日に設立された、測量設計施工、設計施工管理、建設コンサルタント業等を目的とする株式会社であり、平成20年11月5日以降、甲（以下「甲」ということがある。）が代表取締役を務めている。

イ 株式会社D（平成19年7月23日変更前の商号は「E株式会社」。以下、商号変更の前後を問わず「D」という。）は、墓地、墓石、仏壇等の販売等を目的とする株式会社である。

Dは、F株式会社（以下「F」という。）とともに、G協同組合（以下、D及びFと併せて「Gグループ」という。）を構成している。

ウ Bは、不動産の有効活用に関するコンサルタント業等を目的とする株式会社であり、平成4年10月31日以降、乙（以下「乙」という。）が代表取締役を務めていたが、平成27年1月●日、会社法472条1項の規定により解散（休眠会社のみなし解散）した。

原告は、Bに対する支払額を総勘定元帳の外注費勘定に計上していた（原告がBからこれら外注費に対応する役務の提供を受けていたか否かが、本件の本案の中心争点の一つある。）。

エ Cは、墓石の加工、据付、販売業等を目的として、平成19年4月●日に設立された株式会社である。もとは甲と丙（以下「丙」という。）の2人が代表取締役だったが、丙が平成22年9月30日に辞任した後は、甲1人が代表取締役の地位にある。

原告は、CのDにおける墓石等の売上の一定料率（以下「本件料率」という。）に相当する金額を、Cからのコンサルタント料として、総勘定元帳の売上高勘定に計上していた（原告がCのためにこれらコンサルタント料に対応する役務の提供を行っていたか否かが、本件の本案の中心争点の一つである。）。

オ 有限会社H（以下「H」という。）は、寺院、墓地、納骨堂運営のコンサルティング業務、納骨壇、墓域、墓石の販売業務等を目的とする、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律2条1項に規定する特例有限会社である。丙は、平成18年11月10日から平成22年9月1日までHの取締役（平成20年12月1日以降は代表取締役）であったが、平成22年10月●日、死亡した。

(2) 本件事業

ア 宗教法人I（以下「I」という。）とGグループは、平成18年12月2日、Gグループが札幌市北区●●に所有する土地（以下「本件土地」という。）に、Iの本堂、庫裏及び納骨堂等を建設し、納骨堂、墓所及び墓石を販売する事業（以下「本件事業」という。）を行うこと、Iが、Gグループに対して、本件土地上の納骨堂及び墓所の永代使用権並びに墓石の独占販売権を付与することなどを合意した（甲17）。

IとGグループを引き合わせたのは、甲だった。

イ Gグループは、平成19年1月13日付け確認書（甲18。以下「本件確認書」という。）において、①原告及びHに対して、Iから付与された独占販売権に基づき販売する墓石等の独占供給権を付与し（1条）、②原告及びHが本件事業に全面的に影響力を行使できる別法人の墓石会社を設立した場合には同社に墓石等の独占供給権を移転することについて同意することとした（5条）。

(3) 原告による法人税等の期限内申告

ア 原告は、別紙1～3「確定申告」又は「申告」欄記載のとおり、①平成24年3月期から平成28年3月期の法人税についての青色の確定申告書、②平成26年3月期の復興特別法人税についての青色の申告書及び③平成28年3月期の地方法人税についての青色の申告書を処分行政庁に提出して、法人税等の期限内申告をした（乙1の1～4の各1、2の2の1。以下「本件各期限内申告」という。）。

イ 上記ア①の法人税の確定申告書において、原告は、平成23年4月から平成28年4月までの間にCに請求したコンサルタント料（別紙4の1～5。以下「本件各コンサルタント料」という。）から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を控除した後のものを、各事業年度の所得の計算上、益金の額に算入するとともに、平成24年4月から平成28年3月までの間にBに対する外注費として計上した金額（このうち、平成24年10月から平成27年3月までの間に計上した別紙5の1～3の「③本件各金員の額」欄記載の合計7350万円を「本件各金員」という。）及び各事業年度開始の日前の事業年度において生じた欠損の金額を、各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入した上で、法人税額を計算した。

ウ 原告は、上記ア②平成26年3月期の復興特別法人税及び同③平成28年3月期の地方法人税についての申告書において、それぞれ、上記イのように計算した平成26年3月期及び平成28年3月期の法人税額を基準法人税額として、復興特別法人税額及び地方法人税額を計算した。

(4) 原告による法人税等の修正申告等

原告は、処分行政庁の税務調査を受け、平成28年12月21日、処分行政庁に対し、平成24年3月期から平成28年3月期の法人税等について、下記のと通りの修正申告及び期限後申告をした（乙1の1～4の各2、2の1の1、2の2の2。以下「本件各修正申告等」という。）。

ア 法人税の修正申告

(ア) 原告は、平成24年3月期から平成28年3月期の法人税の各修正申告書において、売上高勘定に計上した本件各コンサルタント料の金額のうち、本件料率が25%を超える部分の金額（以下「本件各過大計上額」という。）は、売上高ではなく、Cから贈与を受けたものであるとして、各事業年度に計上していた本件各過大計上額を所得の金額から減算するとともに、本件各過大計上額と本件各コンサルタント料を売上高勘定に計上する際に控除していた消費税等に相当する金額のうち、本件各過大計上額に相当する金額との合計額を受贈益として、本件各コンサルタント料の支払を受けた日の属する事業年度の所得の金額に加算した（以下、原告が受贈益として所得の金額に加算した金額を「本件各受贈益」という。）。

(イ) また、原告は、平成25年3月期から平成27年3月期の法人税の各修正申告書において、本件各金員は、いずれも外注費ではないとして、本件各金員の額から消費税等の額を除いた金額を各事業年度の所得の金額に加算するとともに、平成28年3月期の法人税の修正申告書において、当該本件各金員の額から消費税等の額を除いた金額を所得の金額に加算したことにより、平成28年3月期の所得の金額の計算上損金の額に算入可能な欠損の金額が3684万2271円から362万6925円に減少したことから、減少後の欠損の金額362万6925円を平成28年3月期の所得の金額の計算上損金の額に算入して、各事業年度の所得金額及び法人税額を計算した。

(ウ) これら平成24年3月期から平成28年3月期の法人税の各修正申告内容は、別紙6のとおりであり、本件各過大計上額及び本件各受贈益の内訳は、別紙4の1～5の「④修正申告額の計算」の「売上過大計上額」欄及び「受贈益」欄の合計額欄にそれぞれ記載したとおりである。

イ 復興特別法人税及び地方法人税の修正申告等

原告は、①平成25年3月期の復興特別法人税の期限後申告書、②平成26年3月期の復興特別法人税の修正申告書及び③平成28年3月期の地方法人税の修正申告書において、それぞれ、上記アのとおり算出した平成25年3月期、平成26年3月期及び平成28年3月期の法人税額を基準法人税額として、復興特別法人税額及び地方法人税額を計算した。

(5) 本件各賦課決定処分

ア 処分行政庁は、原告がBから役務の提供を受けていないにもかかわらず、甲が帳簿書類に虚偽の記載をして、Bに対する外注費を計上し損金に算入していたことから、原告が法人税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたと認められるとして（国税通則法68条）、平成28年12月27日付けで、原告に対し、原告が本件各修正申告等によって新たに納付すべきこととなった法人税等について、事業年度等ごとに、別紙7～9の「賦課決定処分」欄中の「重加算税の額」の項目記載の金額に係る重加算税の各賦課決定処分をした（甲3の1～4。本件各賦課決定処分）。これら重加算税の計算根拠は、別紙10～12のとおりである。

イ 原告は、平成29年2月28日、処分行政庁に対し、本件各賦課決定処分の全部について、それぞれ再調査の請求をし、同年4月4日、再調査の請求の趣旨を、本件各賦課決定処分の全部から、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税又は無申告加算税（以下「過少申告加算税等」という。）相当額（別紙7～9の「再調査の請求」欄に記載の金額）を超える部分に補正した。

処分行政庁は、同年5月25日、原告の上記各再調査の請求をいずれも棄却する旨の決定をした（甲5、乙3）。

ウ 原告は、平成29年6月22日、国税不服審判所長に対し、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税等相当額（別紙7～9の「審査請求」欄に記載の金額）を超える部分について、それぞれ審査請求をした。

国税不服審判所長は、平成30年5月22日、原告の上記各審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（甲6～7）。

(6) 本件各通知処分

ア 原告は、本件各修正申告等には誤りがある（①本件各過大計上額は原告が行った業務に対する対価として受領したのであるから、対価性のない寄附金には当たらない、②本件各金員はBが行った業務に対する対価として支払ったものであるから、外注費に当たる。）などと主張して、平成29年5月26日から平成30年9月18日にかけて、別紙1～3の「更正の請求」欄記載のとおり更正の請求を行った（以下「本件各更正請求」という。）。

イ 処分行政庁は、本件各更正請求に対して、いずれも更正をすべき理由がないとして、平成29年11月22日及び平成30年11月14日、別紙1～3の「通知処分」欄記載のとおり通知処分を行った（甲9の1・2、12の1～4、32、38。本件各通知処分）。

ウ 原告は、平成30年2月9日、処分行政庁に対し、本件各通知処分のうち、平成24年3月期の法人税に関するもの（以下「平成24年3月度通知処分」という。）を不服として再調査の請求をした。同再調査の請求は、平成30年3月7日、国税通則法89条1項の規定に基づき国税不服審判所長に対する審査請求がされたものとみなされた。

また、原告は、平成31年1月10日、国税不服審判所長に対し、平成25年3月度通知処分ないし平成28年度通知処分に係る審査請求をした。

国税不服審判所長は、令和元年11月15日付けで平成24年3月度通知処分に係る審査請求について、令和元年12月16日付けでその余の審査請求について、いずれも棄却する旨の裁決をした（甲35、36）。

(7) 本件訴訟の経過等

原告は、平成30年11月14日、本件各賦課決定処分の取消しを求めて、本件訴えを提起し、また、令和2年3月18日、本件各通知処分の取消しを求める訴えの追加的変更を行った。

3 被告の主張

(1) 本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税等相当額について取消しを求める訴えが不適法であることについて

原告は、本件各賦課決定処分に対して、過少申告加算税等相当額を超える部分についてのみ審査請求を経ているに過ぎず、過少申告加算税等相当額については適法な審査請求を経していない。

よって、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税等相当額については、不適法な訴えとして却下すべきである（国税通則法115条1項柱書き）。

(2) 本件各賦課決定処分の適法性

原告は、平成24年10月から平成27年3月までの間に、総勘定元帳の外注費勘定に合計7350万円（本件各金員）を計上しているが、原告はBから本件各金員に対応する役務の提供を受けていないから、これらを損金の額に算入することは許されない（法人税法22条3項）。原告が、本件各金員を外注費として帳簿書類に虚偽の記載をして、各事業年度等の損金に算入したことは、国税通則法68条1項又は2項に規定する事実を仮装する行為に該当する。

よって、同条項に基づいて原告に重加算税を課した本件各賦課決定処分は適法である。

(3) 本件各通知処分の適法性について

上記(2)のとおり、本件各金員を損金の額に算入することは許されない。

また、原告は、Cに対して、本件各過大計上額に相当する役務を提供していなかったから、本件各過大計上額には対価がなく、Cから原告への贈与であると認められる。

したがって、本件各修正申告等に誤りはなく、本件各通知処分は適法である。

4 原告の主張

(1) 本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税等相当額について取消しを求める訴えが適法であることについて

行政処分の取消訴訟を提起するにつき、不服申立前置が要求されるのは、行政処分に対する司法審査をする前に、行政庁に当該行政処分の当否について一応反省の機会を与えて、その自主的な解決を期待することにある。そのため、処分が異なる場合には、仮に不服の理由が共通であっても、他の処分についてそれぞれ不服申立てを経ることが不要であるとはいえない。しかし、上記の不服申立前置が要求される趣旨からすれば、複数の処分が実質的に同一であるとみられる場合や1つの処分につき不服申立てをした以上他の処分について不服申立てをすることが無意味とみられる場合には、1つの処分につき不服申立手続を経由している限り、他の処分については、これを不要とし、又は不服申立てを経ないことにつき正当な理由があるといえる。そして、これらの場合に当たるかの判断においては、複数の処分が極めて密接な関連性を有するかが重要となる。

加算税は、本税について何らかの納税義務違反があることを前提としており、本税の更正処分等が取り消されるときは、これに伴って加算税の賦課決定処分はその基礎を失い、加算税の納税義務は当然に消滅するものであって、この点において、加算税は、本税に対して付随的な性質を有している。

原告は、本税の本件各通知処分については適法な不服申立てを行っている。そして、上記の加算税の性質からすれば、本件各通知処分と本件各賦課徴収決定処分とは、目的と効果を共通にし、極めて密接な関連性を有する処分といえるし、これに重ねて、加算税について不服申立てをしても、同じ判断が示される可能性が高く、後者について不服申立てをする必要性と合理性は乏しい。そうすると、本件各賦課徴収決定処分については、審査請求についての「その裁決を経ないことにつき正当な理由」（国税通則法115条1項3号後段）があるといえ、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税等相当額について取消しを求める訴えは適法というべきである。

(2) 本件各賦課決定処分の違法性について

ア 原告がBに支払った外注費（本件各金員を含む。）は、本件事業を円滑に運営する上で障害となるトラブルを解消するための指導・助言等を依頼したことに対する対価であって、これらを総勘定元帳の外注費勘定に記載したことは何ら虚偽の記載ということはいえない。

イ 実際、Bは、原告の依頼に基づいて、①Dとの間で、平成23年6月1日付け「確認書」（甲23。以下「平成23年確認書」という。）を取り交わして、DのCに対する墓石等の発注価格を引き上げさせ、その後、平成25年3月31日付け「確認書」（甲26。以下「平成25年確認書」という。）を取り交わして、このうち字彫刻の発注価格を引き上げさせたり、②納骨堂の設置地盤の沈下に関して、設計施工者である株式会

社 J と交渉して、地盤沈下の補修工事を行わせたり、③墓石の仕入先と価格交渉を行って、値上率を 1 割程度に抑えたりした。

ウ したがって、上記の外注費の計上について、国税通則法 68 条 1 項又は 2 項に規定する事実を仮装する行為ということはできず、本件各賦課決定処分は違法であるから、取り消されるべきである。

(3) 本件各通知処分の違法性について

ア B への外注費の損益の額への算入

上記 (2) のとおり、本件各金員 (B に支払った外注費) は、法人税法 22 条 3 項に規定する損金の額に該当する。

イ C からのコンサルタント料の益金の額への算入

(ア) C (本件確認書 5 条に基づいて、原告及び H の墓石等の独占供給権を承継した。前提事実 (2) イ参照) は、平成 19 年 7 月 1 日付け「株式会社 C 経営援助協力に関する覚書」(甲 19。以下「平成 19 年覚書」という。)により、原告に対し、本件事業に関する「墓石の加工、据付工事、経営全般に助言、指導等の経営援助協力」を委託し、C の D における墓石等の売上のうち 22.5% (本件料率) をコンサルタント料 (経営援助協力費) として支払うことを約した。本件料率は、その後、平成 20 年 6 月 30 日付け「株式会社 C 経営援助協力に関する覚書」(乙 35。以下「平成 20 年覚書」という。)により、25% に変更された。

他方、C は、平成 19 年 7 月 1 日付け「墓石販売促進にかかる販売促進費に関する覚書」(甲 20。以下「平成 19 年販売促進費覚書」という。)により、H に対して、墓石販売促進業務を委託していたが、H が丙の体調悪化等により同業務を遂行することが困難になったため、H への業務委託を解約して、平成 22 年 1 月 1 日付け「株式会社 C 経営援助協力に関する覚書」(甲 22。以下「平成 22 年覚書」という。)により、墓石販売促進業務も原告に依頼することとし、本件料率を 55% とすることを合意した (本件料率は、その後、段階的に 35% まで引き下げられた。)。

(イ) 原告は、C から委託を受けた墓石販売促進業務として、下記のような業務を行った。

a 納骨堂の変更に関する経営判断とその各種設計業務

平成 23 年 2 月 28 日、I は、本件事業に関して自身の管理する納骨壇数を、1188 壇から 3679 壇に変更した旨を札幌市長に届け出た。これは、納骨壇のサイズを小さくして価格を抑え、販売数を増加させるという原告の経営判断に基づくものである。

b 墓石彫刻見本及びデータの作成業務

墓石購入予定者と打ち合わせた結果作成される「字彫見本及び彫刻据付発注書」の内容に基づいて、原告は、墓石彫刻見本及び字彫のためのデータを作成した。

c 霊廟内の管理業務

墓石販売を促進するためには、納骨堂が所在する霊廟内及びその敷地が整然として清潔に保たれていることが重要であるが、H による管理業務は甚だ不適切であった。このため、原告は、①敷地内の排水溝等に遺棄された遺骨等の供養墓への埋葬作業、②野ざらしにされていた墓石の移動、保管作業、③荒れ放題になっていた敷地内の除草及び除雪作業、④霊廟内に通ずる出入口付近の花木の植生・管理作業、

⑤霊前への供物の処理作業など、D内の管理業務を行った。

(ウ) 原告がCから受領したコンサルタント料のうち本件料率が25%を超える部分(本件各過大計上額)は、上記(イ)のような墓石販売促進業務への対価として受領したものであって、対価性を欠く贈与ということとはできない。

ウ 以上のとおり、本件各金員を損金の額に算入し、本件各過大計上額を益金の額に算入して法人税等の金額を計算した本件各修正申告等は、計算に誤りがあるから、本件各修正申告等に係る法人税等の金額は更正すべきである。にもかかわらず、本件各更正請求に対して、更正すべき理由がない旨を通知した本件各通知処分は違法であるから、取り消されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税等相当額について取消しを求める訴えの適法性について

(1) 原告は、本件各賦課決定処分に対して、過少申告加算税等相当額を超える部分についてのみ審査請求を行ったに過ぎず、過少申告加算税相当額については適法な審査請求を経ていない(前提事実(5)ウ)。

よって、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税相当額について取消しを求める訴え(主文1記載のもの)は不適法であるから、これを却下するのが相当である。

(2) この点、原告は、本件各通知処分と本件各賦課決定処分とが極めて密接な関連性を有する処分であるなどとして、上記訴えについては「その裁決を経ないことにつき正当な理由」(国税通則法115条1項3号後段)がある旨を主張する。

しかしながら、更正をすべき理由がない旨の通知処分(国税通則法23条4項)は、納税者の更正の請求に対する課税庁からの応答であって、その処分の効果は、納税者の更正の請求に対し課税庁が減額更正を拒否し、申告税額等について税額を全体的に見直して減額をすることはしないことを確認するものであるから、通知処分は、本税に関する処分であるが、その税額を確定する処分ではないといえるのに対し、重加算税の賦課決定は、本税について申告税額等よりも増額する方向で税額を確定する処分に附帯して、同法68条1項又は2項所定の事実に対する行政上の制裁として課されるものであるから、両者は、それぞれ目的及び効果を異にする別個の処分であるというべきであって、後者が前者の処分に付随する処分と解することはできない。また、原告は、当初、過少申告加算税等相当額を含めた本件各賦課決定処分の全体について再調査の請求をした後、自らの意思で、再請求の趣旨を過少申告加算税等相当額を超える部分に限定したものであって(前提事実(5)イ)、原告が、過少申告加算税等相当額について適法な審査請求を行うことについて支障となる事情があったとも認めることはできない。

以上によれば、原告の上記主張は採用できない。

2 認定事実

前提事実に各掲記の証拠等を総合すると、以下の事実が認められる。

(1) 本件事業の開始に至る経緯等

ア 乙は、Bを経営して、当初、関西でゴルフ場の開発や許認可の申請に携わっていたが、平成になった頃、大阪の業者が計画していた北海道の暑寒別リゾートにおけるゴルフ場の開発で甲が現地のコンサルタントをしていた関係で、甲と知り合い、平成4年頃から

親しく交際するようになった。(乙21〔2頁])

イ 乙は、バブルがはじけて、ゴルフ場の新規開発が行われなくなった平成12年頃、甲から、「寺院の墓所に墓を建立する事業を一緒にしよう。北海道の色々な墓所を見に来て欲しい。」と何度も依頼され、墓所を見て回るうち、墓石販売事業(許認可の主体となる寺院と資金元又は事業オーナーを手配した上で、本件土地を取得し、墓石型の納骨堂を建設して顧客に販売する事業)はうまくやれば儲かるかもしれないと思うようになった。こうして、甲と乙は、利益を折半する約束のもと、共同して墓石販売事業を行うこととなった。(乙21〔2~4頁])

ウ 乙は、甲の依頼を受けて、平成14年頃から、資金元又は事業オーナーについて、東京、広島などに出向いて探し歩き、広島の業者に決まりかけた。この間、一旦決定したオーナーが急逝したため、事業が中断し、多額の損失が発生するなどしたこともあった。

そうした中、丙(Hの代表者)が丙に紹介したDが、最終的な墓石販売事業の資金元又は事業オーナーに決まった。このため、乙は、広島の業者に対して、多額の違約金の支払を余儀なくされた。(乙21〔3~4頁])

エ 原告(甲)とB(乙)は、平成18年2月3日付け「仮称D開発事業約定書」(以下「平成18年事業約定書」という。)を取り交わした。

平成18年事業約定書において、原告は、Bに対して「事業報酬」1億円を支払うこととされた。甲と乙は、当初、墓石販売事業による利益を9億円と見込んで、これを折半することを約束していたが、資金元又は事業オーナーを紹介したのは乙ではなく丙であったことから、乙(B)に支払われる報酬を1億円としたものである。もっとも、原告は1億円を支払う資力がなかったことから、その支払時期及び方法は後日取り決めることとされた。(乙13、21〔4~5頁]、証人乙〔2~3頁])

オ IとGグループは、平成18年12月12日付け「事業協定書」を取り交わして、①Gグループは、本件土地上に、Iの本堂、庫裏及び納骨堂等を建設し、これらの資産をIに譲り渡すこと、②Iは、Gグループに対して、本件土地上の納骨堂及び墓所の永代使用権並びに墓石の独占販売権を付与すること、③Gグループは、納骨堂及び墓所等の販売代金から、IがGグループに支払うべき本件土地及び本堂等の代金を回収することなどを合意した。(甲17)

カ また、Gグループと原告及びHは、平成19年1月13日、以下の合意をした(本件確認書)。(甲18)

(ア) Gグループは、Iから付与された独占販売権に基づき販売する墓石等の独占供給権を、原告及びHに付与する。(1条)

(イ) 墓石等の販売価格は、Gグループと原告及びHが協議して決定する。Gグループは、同価格の50%の価格で原告及びHに対して墓石等を発注する。(2条)

(ウ) 原告及びHは、Gグループが本件事業を遂行するに当たって、企画、設計、施工、販売及び納骨堂の運営について全面的に協力する。(4条2項)

(エ) Gグループは、原告及びHが全面的に影響力を行使できる別法人の墓石会社を設立した場合は、本件確認書に基づく権利義務の同社への移転に同意する。(5条ただし書)

キ 平成19年4月●日、Cが設立され、甲及び丙の2人が代表取締役就任した(甲は、

平成19年11月29日に一旦代表取締役を辞任した後、平成20年11月1日に再度代表取締役に就任した。)。Cは、本件確認書5条ただし書により、原告及びHの有する墓石等の独占供給権を承継し、平成19年8月、本件事業が開始された。(甲42〔2～3頁〕、乙10)

(2) 原告によるBに対する外注費の計上等

ア 平成19年コンサルタント契約書

原告とBは、上記(1)エのとおり平成18年事業約定書を取り交わし、その後、平成19年11月21日にも、「コンサルタント料」総額1億円を同年7月から毎月一定額以上支払う旨の、平成18年事業約定書と同内容の「Dコンサルタント契約書」(甲1の1。以下「平成19年コンサルタント契約書」という。)を取り交わした。

もっとも、Bが本件事業に関して行ったのは、資金元又は事業オーナーを探すことだけであり、上記1億円はその対価(本件事業の利益の分配)に他ならなかった。この他、乙は、平成20年8月頃、IとGグループとの間にトラブルが生じた際、両者の和解を取り持ったことがあったが、これは、本件事業が破綻してBが原告から利益の分配を受けることができなくなることを恐れてのことであり、平成18年事業約定書や平成19年コンサルタント契約書に基づいてBが行った業務ではなかった。(甲1の1、28、乙21〔5～6頁〕、証人乙〔4～5頁〕)

イ 平成23年追認契約書

その後、平成22年に丙が死亡し、本件事業の利益のうち丙に分配されるべき金額(約4億5000万円)も甲が受け取ることになった。乙は、本件事業の利益を折半する約束があった以上(上記(1)イ)、甲が新たに受け取ることになった約4億5000万円の半分に当たる約2億円も乙に分配されるべきであると主張した。しかし、甲は、「今後、Dでは納骨壇数を増加させるIの2期工事を計画しており、2期事業では必ず利益の半分を支払う。」などと言って、乙の要求する利益分配を拒んだ。

こうして、原告とBは、平成23年10月11日、平成19年コンサルタント契約書で定められた「コンサルタント料」を総額1億円(税別)から総額1億7230万円(税別)に増額し、平成23年7月末から平成30年6月末まで毎月147万円(うち消費税7万円)を支払う旨の「Dコンサルタント契約書(追認)」(甲1の2。以下「平成23年追認契約書」という。)を取り交わした。

Bは、原告に対し、平成24年4月から平成27年3月まで、「コンサルタント料増額分」として毎月140万円及び消費税(平成26年3月まで7万円、同年4月以後は11万2000円)の請求書を発行し、原告は、これらを総勘定元帳の外注費勘定に計上した(別紙5の1～3)。

もっとも、平成23年追認契約書を取り交わした後も、それ以前と同様、Bが原告のために何らかの業務を行うことはなかった。(甲1の2、乙15、17～19、21〔6、7頁〕、証人乙〔5、6頁〕)

ウ 平成24年追加依頼書

原告は、B宛の平成24年9月20日付け「追加依頼書」(甲2の1。以下「平成24年追加依頼書」という。)を作成した。

平成24年追加依頼書には、原告がBに対して「従来の契約に追加し、納骨堂及び付帯

施設の施行瑕疵に関する協議を追加依頼する」こと、協議期間は同年10月1日から平成25年2月28日まで、協議経費は750万円（税込）とし、平成24年11月末日から平成25年3月末日まで毎月150万円を支払うものと記載されていた。

Bは、原告に対し、平成24年10月から平成25年2月まで、「協議経費（消費税）」として毎月150万円の請求書を発行し、原告は、これらを総勘定元帳の外注費勘定に計上した（別紙5の1）。

もっとも、Bが平成24年追加依頼書に記載された協議を行ったことはなかった。（甲2の1、乙16〔1、3～7頁〕、17、21〔8頁〕、証人乙〔19～20頁〕）

エ 本件各支払契約書

原告は、Bとの間で、下記のとおり、Bからの請求額を総勘定元帳の外注費勘定に計上したが、Bは、これらに記載された業務を行ったことはなかった。（乙21〔8頁〕、証人乙〔9～10、20～21頁〕）

(ア) 平成24年11月1日付け「契約書」（甲2の2。以下「平成24年支払契約書」という。）

原告が、Bに対し、「為替変動による墓石販売価格値上げ利益」をコンサルタント料（総額800万円。消費税）として、平成25年1月末から同年4月末まで毎月200万円支払う旨が記載されている。

Bは、原告に対し、平成24年12月から平成25年3月まで、「コンサルタント料増額分（消費税）」として毎月200万円の請求書を発行し、原告は、これらを総勘定元帳の外注費勘定に計上した（別紙5の1）。（甲2の2、乙16〔1、8～11頁〕、17）

(イ) 平成25年4月1日付け「契約書」（甲2の3。以下「平成25年支払契約書」という。）

原告が、Bに対し、「字彫り代金の収入益」をコンサルタント料（総額1800万円。消費税）として、同月末から平成26年3月末まで毎月150万円支払う旨が記載されている。

Bは、原告に対し、平成25年4月から平成26年3月まで、「コンサルタント料増額分（消費税）」として毎月150万円の請求書を発行し、原告は、これらを総勘定元帳の外注費勘定に計上した（別紙5の2）。（甲2の3、乙16〔1、12～23頁〕、18）

(ウ) 平成26年4月1日付け「契約書」（甲2の4。以下「平成26年支払契約書」といい、平成24年支払契約書及び平成25年支払契約書と併せて「本件各支払契約書」という。）

原告が、Bに対し、「字彫り代金の収入益」をコンサルタント料（総額1800万円。消費税）として、平成26年4月末から平成27年3月末まで毎月150万円支払い、増額金等において変更がない場合は、同契約を継続する旨が記載されている。

Bは、原告に対し、平成26年4月から平成27年3月まで、「コンサルタント料増額分（消費税）」として毎月150万円の請求書を発行し、原告は、平成26年4月請求分を除き、これらを総勘定元帳の外注費勘定に計上した（別紙5の3）。（甲2の4、乙16〔1～2、24～35頁〕、19）

オ その他の外注費勘定への計上

この他、Bが原告に対して発行した請求書又は原告がBへの外注費として計上したものは、以下のとおりである。

- (ア) 原告は、総勘定元帳において、平成25年3月31日付けでBに対する外注費150万円を計上しているが、これに対応するBからの請求書は見当たらない（別紙5の1）。（乙16〔2頁〕、17〔3枚目〕）
- (イ) 原告は、総勘定元帳において、平成25年11月6日付け、同年12月5日付け及び平成26年2月7日付けでそれぞれ外注費400万円を計上しているが、これに対応するBからの請求書は見当たらない（別紙5の2）。（乙18〔2～3頁〕）
- (ウ) Bは、平成26年12月1日付けで「コンサルタント料（早期回収分）」として1000万円を請求し、原告は、これを総勘定元帳の外注費勘定に計上した（別紙5の3）。（乙16〔2、36頁〕、19〔3枚目〕）

カ Bに支払われた金員の甲への還流

原告からBに対して振込入金となされ、その直後に、乙から甲に対して支払がなされている状況は、別紙13の1～3のとおりである。

- (ア) 甲は、平成24年追加依頼書を乙の元に持参した際、原告がBに毎月150万円を支払うので、そのうち100万円を甲に返還してもらいたいと依頼した。乙は、甲の提案はB（乙）の下に月額50万円が残ることになるものであったため、これを承諾した。

こうして、原告は、平成24年11月から平成25年3月まで、毎月150万円をBの預金口座に振込送金し、乙は、その都度、Bの預金口座から100万円を現金で出金して乙個人の預金口座に現金で入金した上で、同口座から甲個人の預金口座に100万円を振込送金した（別紙13の1・2）。（乙21〔9頁〕、証人乙〔7～8頁〕、弁論の全趣旨〔被告・準備書面（2）・18～19頁〕）

- (イ) また、甲は、本件各支払契約書を作成する直前、乙に電話して、原告がBに毎月200万円又は150万円を支払うので、そのうち100万円を甲に返還してもらいたいと依頼した。乙は、甲の提案はB（乙）の下に月額100万円又は50万円が残ることになるものであったため、これを承諾した。

こうして、原告は、平成25年1月から同年4月までは毎月200万円、同年5月から平成27年3月までは毎月150万円をBの預金口座に振込送金し、乙は、その都度、Bの預金口座から100万円を現金で出金して乙個人の預金口座に現金で入金した上で、同口座から甲個人の預金口座に100万円を振込送金した（別紙13の1～3）。（乙21〔9～10頁、60～70頁〕、23～25、証人乙〔8～10頁〕、弁論の全趣旨〔被告・準備書面（2）・18～20頁〕）

キ 本件各金員の税務申告上の処理

原告は、本件各期限内申告において、上記イ～オのとおり計上した外注費を損金の額に算入して法人税等の金額を計算していたが、税務調査を受けて行った本件各修正申告等においては、その一部である本件各金員は外注費ではないとして、消費税等を控除した金額を各事業年度の所得の金額に加算するなどして、法人税等の金額を計算した。

(3) 原告によるCからの本件各コンサルタント料の計上等

ア Cの設立等

(ア) Cは、本件確認書5条ただし書により、原告及びHの有する墓石等の独占供給権を承継すべき「別法人の墓石会社」として平成19年4月●日、設立された。

甲及び丙の2人が代表取締役の地位にあったが、丙は、平成22年9月30日、代表取締役を辞任し、以後、甲1人のみが代表取締役の地位にある。

(イ) Cは、Dとの間で、下記内容の平成23年6月1日付け「確認書」（平成23年確認書）を取り交わした。（甲23）

a CとDは、現在両者間の協定及び合意書により、Dは、Cに対し、Dが決定した墓石の販売価格、墓誌外柵等オプション価格、字彫刻価格の41.5625%で発注していることを再確認する。（2条）

b CとDは、平成23年6月1日から、前条の発注価格を47.5%に変更し、将来再度の納骨壇基数変更許可時には50%にすることを相互に確認する。（3条）

(ウ) Cは、Dとの間で、平成23年確認書で定めた字彫刻の発注価格を、Dが決定した字彫刻価格の100%に変更することなどを内容とする平成25年3月31日付け「確認書」（平成25年確認書）を取り交わした。（甲26）

イ 平成19年覚書及び平成20年覚書

原告は、Cとの間で、平成19年7月1日付けで、下記内容の平成19年覚書を取り交わした。なお、本件料率は、その後、平成20年覚書により、25%に変更された。（甲19、乙35）

(ア) 原告は、Cの「墓石の加工、据付工事、経営全般に助言、指導等の経営援助協力」を行うものとする。（1条）

(イ) Cは、原告に対し、「経営援助協力費」として、CのDにおける墓石等の売上のうち22.5%（本件料率）及び消費税を支払うものとする。（2条）

(ウ) 本件料率は、C及び原告が協議の上、変更できるものとする。（4条）

ウ 平成19年販売促進費覚書

他方、Hは、Cとの間で、下記内容の平成19年7月1日付け「墓石販売促進にかかる販売促進費に関する覚書」（平成19年販売促進費覚書）を取り交わした。（甲20）

(ア) HがDにおいて、販売されるCの供給する墓石を積極的に販売するものとする。（1条）

(イ) Cは、Hに対し、「販売促進費」として、CのDにおける墓石等の売上のうち27.5%及び消費税を支払うものとする。（2条）

エ KによるHの墓石販売業務の承継

Hは、D内に事務所を設置し、平成19年頃には、同事務所に10名ぐらいの営業担当を置いて、墓石販売業務を行っていた。

その後、代表者の丙が平成22年10月●日に死亡したため、株式会社K（以下「K」という。）が、当時Hに在籍していた6名の営業担当全員を雇用して、Hの墓石販売業務を引き継いだ。なお、Cには墓石販売業務を行う従業員はいなかったし、原告には従業員は1名もいなかったため、丙死亡後、Dにおける墓石販売業務を行っていたのは、Kだけだった。（甲48〔58頁〕、乙39〔2～5頁〕、乙81〔2～3頁〕）

オ Cからのコンサルタント料の売上高勘定への計上

原告は、平成22年11月1日付けで、Cとの間で、本件料率を55%とする平成22

年覚書を作成し、その後、それぞれ本件料率を45%、40%及び35%に引き下げることを内容とする、平成24年1月5日付け、平成26年4月10日付け及び平成27年3月28日付けでそれぞれ覚書を作成して（以下、平成22年覚書から平成27年作成の覚書までを一括して「本件平成22年以降各覚書」という。）を取り交わした。本件平成22年以降各覚書は、上記のとおり、本件料率を55%に引き上げた後で段階的に引き下げる内容となっているが、原告が行うべき業務は、平成19年覚書及び平成20年覚書と同じ「墓石の加工、据付工事、経営全般に助言、指導等の経営援助協力」であり、何らの変化もない。

原告は、Cに対し、本件平成22年以降各覚書所定の本件料率で計算したコンサルタント料の請求書を発行した。

原告は、平成24年3月期から平成27年3月期は請求書記載のコンサルタント料の金額を総勘定元帳の売上高勘定に記載した上で、各月の末日に各対応する消費税等の額を控除し、平成28年3月期は請求額から消費税等の額を控除した金額を総勘定元帳の売上高勘定に計上した。（甲22、乙36～38、55〔1～2、8～68頁〕、56～60）

カ 本件各過大計上額計上の効果

Cの、本件平成22年以降覚書所定の本件料率を前提とした営業損益と、本件料率を25%のままと仮定した場合の営業損益を比較したものが、別紙14である。本件料率が25%のままであれば多額の営業利益が計上できたはずが、本件料率が35～55%に引き上げられた結果、本件各過大計上額に相当する金額が販売費及び一般管理費に計上されて営業利益が大幅に減少し、平成24年3月期及び平成27年3月期には営業損失を計上するに至っている。

他方、原告の売上高のうち、Cからのコンサルタント料は、平成24年3月期から平成27年3月期は92.8～99.6%に及んでおり、平成28年3月期においても79.1%に上っていた。そして、原告の、本件平成22年以降覚書所定の本件料率を前提とした営業損益と、本件料率を25%のままと仮定した場合の営業損益を比較したものが、別紙15である。本件料率が25%のままであれば各期とも多額の営業損失を計上したはずが、本件料率が35～55%に引き上げられた結果、本件各過大計上額に相当する金額が売上高に計上されて営業損失が大幅に減少し、平成26年3月期及び平成28年3月期には営業利益を計上するに至っている。

原告の甲に対する役員報酬も、平成23年3月期には180万円であったものが、平成24年3月期から平成27年3月期においては2200万円～2400万円に上がっており、平成28年3月期においても1200万円であった。（弁論の全趣旨〔被告・準備書面（5）・19～21、23～24、40～44頁〕）

キ 原告がCから委託を受けて行ったと主張する「墓石販売促進業務」について

(ア) 納骨堂の変更に関する経営判断とその各種設計業務

a 甲は、平成21年7月2日から平成30年7月4日まで、Iの責任役員の地位にあった。（乙43）

b Iは、責任役員であった甲が中心となって、札幌市に対して、「当初計画は、1,118壇数程で区域面積も広く、また提供単価も外墓地並みで計画しましたが、近

年の経済不況も重なり安価な納骨壇の要望が多くなってきました、当初計画時の予想より要望者の増加、また納骨壇要望条件の変更で本施設の管理体制の充実を計る為にも納骨壇の提供条件を変更して門徒・信徒の要望に応えるべきだと判断致しました。」との理由により、納骨壇数を1188壇から3679壇に変更する旨の平成23年2月28日付け「納骨堂経営（変更）許可申請書記載事項変更届」を提出した。（甲27、乙40〔1～3枚目〕）

c 上記bの変更届に添付された「墓域変更申請図面」等には、「設計者」として原告の名称が記載されている。（甲27〔4～11枚目〕）

(イ) 墓石彫刻見本及びデータの作成業務

a 本件事業において墓石販売等に関与した会社間の法律関係

(a) Fは、平成18年12月20日、Hに対し、本件事業における墓所及び墓石の販売を委託した。なお、上記エのとおり、平成22年10月●日に丙が死亡した後は、KがHの墓石販売業務を引き継いだ。（乙34）

(b) Dは、上記ア（イ）のとおり、Cに対し、本件事業に係る墓石等を販売価格等の41.5625%（平成23年6月1日からは47.5%）で発注した。

(c) Cは、合同会社L（以下「L」という。）に対し、納骨壇立込み業務、字彫り業務、これらに付帯する業務（ゴムシート作成等）及び墓石管理業務を、一定金額で委託した。

また、Cは、合同会社M（以下「M」という。）に対し、納骨壇組立、字彫り業務及びこれらに関する業務を、一定金額で委託した。（乙46の1～4、47の1～2）

b 墓石の受注から納入までの事務の流れ

KがHの業務を引き継いだ平成22年10月20日以降の、墓石の受注から納入までの事務の流れは、概ね下記のとおりである。

(a) Kは、顧客から墓石の建立を受注すると、D宛の「永代使用申込書兼契約書」及び「墓石建立申込書」を作成する。（乙28〔3、17、18頁〕）

(b) 次に、Kは、顧客との間で墓石の種類や墓石のデザインの打合せを行い、「字彫見本及び彫刻据付発注書」を作成して、墓石のどの面に、どのような字体で、どのような文字や家紋を彫るかを決定する。そして、Kは、同発注書を、D内の同じ事務所にいるLに手渡しして引き継ぐ。

Lは、同発注書に基づいて、Mに対し、墓石の仮の据付けを指示し、また「墓石彫刻見本」及び字彫りのためのデータを作成して、墓石の彫刻の具体的なデザインを決定した。（乙28〔3、19、20頁〕）

(c) Lは、墓石のデザインが決定すると、Mに対して、「字彫見本及び彫刻据付発注書」、「墓石彫刻見本」及び字彫りのためのデータが格納されたUSBメモリを交付した。

これを受けて、Mは、字彫りのためのデータを用いて字彫り作業を行った上で、墓石を固定させ、完成させた。（乙28〔4頁〕）

(d) Kは、Mから（Lを介して）墓石が完成した旨の連絡を受けると、「墓石引渡し書」を作成して、顧客に対して墓石を引き渡した。（乙28〔4、22

頁〕)

c 「字彫見本及び彫刻据付発注書」への「丁」名義の押印

(a) 平成22年10月頃から同年12月頃にかけて作成された「字彫見本及び彫刻据付発注書」の「見本作成者」欄には「丁」名義の押印がある。(甲52の1～10、乙28〔19頁〕)

(b) 丁が原告の取締役の地位にあったのは、平成19年10月2日から平成21年6月30日(ただし、平成24年11月21日登記)まで及び同年11月19日から平成29年3月10日までである。また、丁が、原告から、給与の振込みを受けていたのは、平成23年5月以降である。(乙6、7、29の1)

(ウ) 霊廟内の管理業務

Iでは、D内における通路及びIにつながる廊下や排水溝等の清掃、Dの周辺の除草や除雪作業、D入口の花木の植生の管理業務、無縁仏の墓石の移動などをIの従業員が行っていたが、手が足りないときには、Lに墓石管理業務等(Dの草刈りやD内の清掃、霊前に供えられていた供物の処理等)を依頼したり、CにDの周辺の草刈りや除雪を依頼したりした。(乙48〔5頁〕、49～52、81〔29～30頁〕)

ク 本件各過大計上額の税務申告上の処理

原告は、本件各期限内申告において、上記オのとおり売上高勘定に計上したコンサルタント料から消費税等の額を控除した後のものを益金の額に算入して法人税等の金額を計算していたが、税務調査を受けて行った本件各修正申告等においては、本件料率が25%を超える部分の金額(本件各過大計上額)は、売上高ではなく、Cから贈与を受けたものであるとして、本件各過大計上額を所得の金額から減算するとともに、本件各過大計上額及びこれに相当する消費税等の金額を受贈益(本件受贈益)として所得の金額に加算するなどして、法人税等の金額を計算した。

(4) 税務調査に対する甲の回答

ア 税務調査の概要

札幌国税局財務事務官である戊(以下「戊」という。)らは、平成28年11月7日、税務調査のため、原告の事務所を訪問し、翌8日から同月10日の3日間、原告の顧問税理士であるN(以下「N税理士」という。)の立会いの下、甲への聞き取り調査を含む税務調査を実施した。

戊らは、同年12月12日、この税務調査の過程での聞き取り結果をもとに質問応答記録書の案を作成して、原告の事務所を訪問し、N税理士立会いの下、甲に対して、質問応答記録書の内容の確認を求めた。甲は、N税理士に内容を確認させた後、質問応答記録書の末尾に署名押印した。(甲41、乙26、66、84、86～87)

イ Bへの外注費に関する甲の回答

質問応答記録書には、甲が、「A(注・原告)からBに対して支払っている外注費の一部は、実際には発注していない業務に係る外注費であり、請求書もありませんし、支払った金員の一部又は全部を私個人に返金してもらっています。」「1回当たりの支出金額が1,500,000円のものについては、うち1,000,000円を私個人に返金してもらうほか、差額の500,000円は返金に協力してもらう見返りとして乙氏に渡しています。また、1回当たりの支出金額が2,000,000円及び1,000,000

円のものについては、その全額を私個人に返金してもらっています。」と回答した旨が記録されている。(乙26〔2～3頁])

ウ Cからのコンサルタント料に関する甲の回答

同様に、質問応答記録書には、甲が、「CはAに対して利益を供与するためにコンサルタント料を水増し計上しているからです。」、「CがAに対して利益を供与している理由は、Cにおける多額の利益計上による納税負担の増加が原因です。」、「Cは墓石の販売数量について先が見通せた時点で、赤字体質であるAに対して利益を供与することで、Cの利益を圧縮し、納税負担を免れていました。」、「CとAにおけるコンサルタント料は、従前から料率を25%として算定することにしてきたことから、それを超えるコンサルタント料が記載された請求書は私がOに作成させた、虚偽の請求書であると思います。」と回答した旨が記載されている。(乙66〔2～3頁])

3 事実認定の補足

原告は、認定事実(4)について、戊らが、甲に対して、「この内容を認めなければ、原告の取引先等の反面調査に入る。」、「査察も入る。」、「青色申告も取り消す。」などと脅迫して質問応答記録書を作成させたものであって、同記録書に記載された甲の回答は真実に反する旨を主張し、N税理士及び原告代表者は、上記のような脅迫を受けるなどしたため、甲は、内容を全く確認せずに同記録書に署名押印した旨を供述する(甲47〔3～4頁]、原告代表者〔18頁])。

しかしながら、N税理士は、顧問税理士としての立場で、甲に対する聞き取り調査や、甲が質問応答記録書に署名押印する際にも立ち会っていた者であって、自身又は甲が内容を確認することなく甲が質問応答記録書に署名押印するのを漫然と放置していたなどという事態は、およそ考え難い。上記のような立場にあったN税理士は、質問応答記録書の内容が甲の説明内容と齟齬しているか否かは容易に確認できたはずであり、そのN税理士が、質問応答記録書を確認した上で、甲が署名押印するのを制止しなかったということは、質問応答記録書の内容が甲の説明内容と合致していたからという以外、考えられない。

N税理士及び原告代表者の上記供述は信用できず、原告の上記主張は採用できない。

4 原告がBから本件各金員に対応する役務の提供を受けていたか否かについて

(1) 原告は、Bとの間で、平成23年追認契約書等を取り交わして、Bから請求された「コンサルタント料(増額分)」を外注費勘定に計上し、本件各期限内申告において損金の額に算入して法人税等の金額を計算した。しかしながら、これらは、本件事業立ち上げに際して、甲が乙に資金元又は事業オーナーを探すよう依頼したことに対する対価(本件事業の利益の分配)に他ならず、Bが原告に対して何らかの業務を行うことはなかった(認定事実(2)ア・イ)。このことは、原告代表者である甲自身が認めている事実である(同(4)イ)。

すなわち、本件各金員の外注費勘定への計上は、帳簿書類への虚偽の記載に当たり、また、これら外注費は、損金の額に算入することが許されないものと認められる。

(2) これに対して、原告は、①平成23年確認書や平成25年確認書(DのCに対する墓石等の発注価格を引き上げたもの。認定事実(3)ア(イ)・(ウ))の取り交わしや、②納骨堂の設置地盤の沈下に関する設計施工者との交渉、③墓石の仕入先との価格交渉などは、Bが原告の委託を受けて行った成果であると主張し、原告代表者はその旨を供述する。

しかしながら、上記のいずれについても、Bが何らかの関与を行った結果であると認め

るに足りる客観的な証拠は全く存在しない。

原告代表者の上記供述は信用できず、原告の上記主張は採用できない。

- (3) また、原告は、①同じく原告がBから請求された外注費について、その一部（本件各金員）は役務の提供がなく、残りは役務の提供がある正当なものであったとする被告の主張は矛盾している、②本件各金員をBが同社の売上として計上していることから明らかなとおり、乙自身、本件各金員がBの提供した役務の対価であると認識していた、③乙は、当初、Bの役割について「事業の推進に際し支障が生じた場合に、甲の手助けを行うこと」であると説明しており（乙22〔2頁〕）、その後の説明（認定事実（2）ア参照）と変遷が見られ、乙の供述は信用できないなどとも主張する。

しかしながら、上記①に関しては、被告は、外注費のうち本件各金員は役務の提供がないものと主張・立証しているが、その他の外注費について役務の提供があったと積極的に認定し、あるいは主張しているものではなく、原告の主張はその前提を欠く。上記②に関しては、Bの会計処理が真実に反しているというだけのことである（原告が架空の本件各過大計上額を売上高として計上しているのと同じである。）。上記③に関しては、原告の引用部分の後で、乙は「私がDの墓石販売事業に貢献してきたことから得られる利益を甲から受領しているという面が強く、毎月決まった経営アドバイス等をAに対して行っているわけではないので、成果物としてお示しできるような書類は特にありません。」とも説明しており（乙22〔2頁〕）、乙の供述に明確な変遷があったと評価することはできない（その他、原告が主張するところを踏まえても、本件各金員の性質に関する乙の説明・供述に疑いを差し挟むべき事情は見当たらない。）。

原告の上記主張は採用できない。

- 5 原告がCに対して本件各過大計上額に対応する役務の提供を行っていたか否かについて

- (1) 原告は、Cとの間で平成19年覚書及び平成20年覚書を取り交わして、「墓石の加工、据付工事、経営全般に助言、指導等の経営援助協力」を行い、これに対する「経営援助協力費」として、墓石の売上等の25%（本件料率）のコンサルタント料を請求していた。

ところが、甲とともにCの代表取締役の地位にあった丙が辞任して、甲のみがCの代表取締役となり、Cの意思決定を甲1人の意思により自由に行えるようになった（認定事実（3）ア（ア））直後から、甲は、原告及びCの代表者として、両者の間で本件平成22年以降各覚書を取り交わして、本件料率を55%に引き上げた（同オ）。この結果、原告は、本件料率が25%を超える部分の金額（本件各過大計上額）を売上高として計上し、営業損失を大幅に減少させた（同カ）。

しかしながら、本件平成22年以降各覚書で原告の行うべき業務とされたものは、平成19年覚書及び平成20年覚書と同じ「墓石の加工、据付工事、経営全般に助言、指導等の経営援助協力」であって、本件平成22年以降各覚書を取り交わした前後で変化は見られず（同オ）、本件平成22年以降各覚書は、何らの対価も伴うことなく本件料率を引き上げて、Cの利益を大幅に圧縮する一方で、赤字体質であった原告の営業損失を減少させるために作成されたものである。このことは、原告代表者である甲自身が認めている事実である（同（4）ウ）。

すなわち、原告がCに請求したコンサルタント料のうち、本件平成22年以降各覚書によって引き上げられた本件料率に対応する部分（本件各過大計上額）は、役務の提供を伴

わない、Cから原告に対する贈与であったと認められる。

(2) これに対して、原告は、本件平成22年以降各覚書により本件料率が引き上げられたのは、Hが従前していた墓石販売促進業務を原告が引き継いだことに対する対価であり、現に、原告は、納骨堂の変更に関する経営判断とその各種設計業務、墓石彫刻見本及びデータの作成業務、霊廟内の管理業務等を行っていた旨を主張し、原告代表者はその旨を供述する。

ア しかしながら、Hに在籍していた6名の営業担当全員の雇用を含めて墓石販売業務を引き継いだのは、原告ではなく、Kであった(認定事実(3)エ)。原告には、従業員は1名もいなかったのもあって(同)、原告がHの墓石販売に関する業務を一部なりとも引き継いだ形跡は見当たらない。

イ 原告は、札幌市に提出した「納骨堂経営(変更)許可申請書記載事項変更届」に添付された「墓域変更申請図面」等に「設計者」として原告の名称が記載されていること(認定事実(3)キ(ア)c)をもって、納骨堂の変更に関する経営判断とその各種設計業務を行ったことが裏付けられると主張する。

しかしながら、上記変更届の提出は、甲が、Iの責任役員として、Iの経営判断として行ったものと見るのが相当であって(同a・b)、変更届に添付された図面に原告の名称が記載されていたからといって、原告がCからこれら図面の設計業務の委託を受けていたと評価することはできない。

ウ 原告は、「字彫見本及び彫刻据付発注書」の「見本作成者」欄に「丁」名義の押印があること(認定事実(3)キ(イ)c(a))をもって、原告の取締役であった丁が、原告の業務として墓石彫刻見本及びデータの作成業務を行ったことが裏付けられると主張する。

しかしながら、上記「丁」名義の押印が丁のものであったとしても、丁は、上記発注書作成時には原告の取締役の地位にはなく(なお、原告は、丁の辞任登記が未了であったことから、当時、丁が会社法346条1項により、なお原告の取締役としての権利義務を有していたかのように主張する。しかしながら、原告の取締役を辞任した丁が、その後も、墓石彫刻見本及びデータの作成といった通常業務を継続して行っていたとは到底考え難い。)、給与の振込みもされていなかったのもあって(同(b))、丁がどのような立場で上記発注書に係る見本作成に関与していたのかは不明である。上記発注書に「丁」名義の押印があるからといって、原告がCから委託を受けて、墓石彫刻見本及びデータの作成業務を行っていたと評価することはできない。

エ 原告は、D内の管理業務を行っていたとの点については、これを裏付けるに足りる客観的な証拠は全く存在しない。

オ 以上のとおり、原告がHから墓石販売促進業務を引き継いで、その業務を行ったとの事実を認めるに足りる客観的な証拠はおよそ存在しない。この点に関する原告代表者の供述は信用できず、その主張は採用できない。

6 本件各処分 of 適法性について

以上のとおり、原告が本件各金員を外注費として帳簿書類に虚偽の記載をして、各事業年度等の損金の額に算入したことは、国税通則法68条1項又は2項に規定する事実を仮装する行為に該当するから、同条項に基づいて原告に重加算税を課した本件各賦課決定処分は適法である。

また、本件各金員を損金の額に算入することは許されず、本件各過大計上額は原告の売上高ではなく、Cから原告への贈与であると認められるから、本件各修正申告等に誤りはなく、これと同旨の判断を示して、本件各更正請求に対して、いずれも更正をすべき理由がないとした本件各通知処分は適法である。

したがって、本件各処分は適法であり、これらの違法をいう原告の主張はいずれも採用できない。

第4 結論

よって、本件訴え中、本件各賦課決定処分のうち過少申告加算税等相当額について取消しを求める部分は不適法であるから、これらを却下し、その余の請求は理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第3部

裁判官 間明 宏充

裁判官 豊富 育

裁判長裁判官高木勝己は、転補のため署名押印することができない。

裁判官 間明 宏充

(別紙1)

法人税に係る通知処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	区 分		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	再調査の請求	審査請求	裁決
	年月日								
平成24年 3月期	年月日		平成24年5月30日	平成28年12月21日	平成29年5月26日	平成29年11月22日	平成30年2月9日	平成30年3月7日	令和元年11月15日
	所得金額(注1)	①	△2,783,257	1,319,121	△2,783,257	更正すべき理由 がない旨の通知	みなす審査請求	通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△136	237,200	△136				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	2,783,257	0	2,783,257				
年月日		平成25年5月31日	平成28年12月21日	平成30年5月30日	平成30年11月14日				
平成25年 3月期	所得金額(注1)	①	△3,450,944	13,767,025	△3,450,944	更正すべき理由 がない旨の通知		通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△142	2,670,400	△142				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	6,234,201	0	6,234,201				
	年月日		平成26年6月2日	平成28年12月21日	平成30年9月18日				
平成26年 3月期	所得金額(注1)	①	0	28,368,897	0	更正すべき理由 がない旨の通知		通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△113	6,393,700	△113				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	3,175,391	0	3,175,391				
	年月日		平成27年6月1日	平成28年12月21日	平成30年9月18日				
平成27年 3月期	所得金額(注1)	①	△33,666,880	△3,626,925	△33,666,880	更正すべき理由 がない旨の通知		通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△89	△89	△89				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	36,842,271	3,626,925	36,842,271				
	年月日		平成28年5月30日	平成28年12月21日	平成30年9月18日				
平成28年 3月期	所得金額(注1)	①	0	11,730,974	0	更正すべき理由 がない旨の通知		通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき法人税額(注2)	②	△69	2,091,400	△69				
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	23,930,673	0	23,930,673				

注1 所得金額欄の△印は、欠損金額を示す。

2 納付すべき法人税額欄の△印は、還付金の額を示す。

(別紙2)

復興特別法人税に係る通知処分等の経緯

(単位：円)

課税事業 年度	区 分		申 告	期限後申告	修正申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁決
	項 目								
平成25年3月課税 事業年度	年月日			平成28年12月21日		平成30年5月30日	平成30年11月14日	平成31年1月10日	令和元年12月16日
	課税標準 法人税額	①		2,670,000		0	更正すべき理由が ない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき復興特 別法人税額	②		267,000		0			
平成26年3月課税 事業年度	年月日		平成26年6月2日		平成28年12月21日	平成30年9月18日	平成30年11月14日	平成31年1月10日	令和元年12月16日
	課税標準 法人税額	①	0		6,393,000	0	更正すべき理由が ない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき復興特 別法人税額	②	(注) △2		639,200	(注) △2			

注 納付すべき復興特別法人税額の△印は、還付金の額を示す。

(別紙3)

地方法人税に係る通知処分等の経緯

(単位：円)

課税事業 年度	区 分		確定申告	修正申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁決
	項 目							
平成28年3月 課税事業年度	年	日	平成28年5月30日	平成28年12月21日	平成30年9月18日	平成30年11月14日	平成31年1月10日	令和元年12月16日
	課税標準 法人税額	①	0	2,091,000	0	更正すべき理由 がない旨の通知	通知処分の 取消し	棄却
	納付すべき 地方法人税額	②	0	92,000	0			

(別紙6)

法人税の修正申告の内容

(単位：円)

項目	順号	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
		①	②	③	④	⑤
当期利益又は当期欠損の額	1	2,774,917	△4,703,271	2,928,846	△33,736,845	12,841,716
順号2の金額に加算すべき金額 (3ないし6の合計額)	2	50,773,885	56,883,994	80,906,313	58,995,084	18,701,939
確定申告における加算額(注1)	3	2,634,171	1,252,366	130,038	70,029	70,000
外注費否認	4	0	16,190,480	28,571,436	24,537,039	0
受贈益	5	48,139,714	39,441,148	52,204,774	34,388,016	18,631,939
雑損益	6	0	0	65	0	0
所得金額から減算すべき金額 (8ないし11の合計額)	7	52,229,817	38,413,840	55,466,377	28,885,253	16,185,825
確定申告における減算額(注2)	8	8,192,481	181	189	153	187
売上過大計上	9	44,037,288	38,349,218	54,427,988	26,446,168	16,185,591
事業税認容	10	48	64,400	1,038,200	2,438,900	0
雑損益	11	0	41	0	32	47
仮計 (1+2-7)	12	1,318,985	13,766,883	28,368,782	△3,627,014	15,357,830
法人税額から控除される所得税額(注3)	13	136	142	115	89	69
合計 (12+13)	14	1,319,121	13,767,025	28,368,897	△3,626,925	15,357,899
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	15	0	0	0	0	3,626,925
所得金額又は欠損金額 (14-15)	16	1,319,121	13,767,025	28,368,897	△3,626,925	11,730,974

注1 「確定申告における加算額」欄の金額は、法人税の確定申告書別表4「加算」の「小計」欄(平成24年3月期及び平成25年3月期については13欄、平成26年3月期ないし平成28年3月期については11欄)の金額である(乙第53号証3枚目、乙第1号証の1の1、乙第1号証の2の1及び乙第1号証の3の1各3枚目、乙第1号証の4の1・4枚目)。

注2 「確定申告における減算額」欄の金額は、法人税の確定申告書別表4「減算」の「小計」欄(平成24年3月期及び平成25年3月期については25欄、平成26年3月期及び平成27年3月期については21欄、平成28年3月期については20欄)の金額である(乙第53号証3枚目、乙第1号証の1の1、乙第1号証の2の1及び乙第1号証の3の1各3枚目、乙第1号証の4の1・4枚目)。

注3 「法人税額から控除される所得税額」欄の金額は、法人税の確定申告書別表4「法人税額から控除される所得税額」欄又は「法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額」欄(平成24年3月期及び平成25年3月期については31欄、平成26年3月期及び平成27年3月期については30欄、平成28年3月期については29欄)の金額である(乙第53号証3枚目、乙第1号証の1の1、乙第1号証の2の1及び乙第1号証の3の1各3枚目、乙第1号証の4の1・4枚目)。

(別紙7)

法人税に係る課税等の経緯

(単位：円)

事業年度	区 分		確定申告	修正申告	賦課決定処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁 決
	項 目	年 月 日							
平成 25 年 3 月期	年月日		平成 25 年 5 月 31 日	平成 28 年 12 月 21 日	平成 28 年 12 月 27 日	平成 29 年 2 月 28 日	平成 29 年 5 月 25 日	平成 29 年 6 月 22 日	平成 30 年 5 月 22 日
	所得金額 (注 1)	①	△3,450,944	13,767,025			棄 却		棄 却
	納付すべき法人税額 (注 2)	②	△142	2,670,400					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	6,234,201	0					
	重加算税の額 (注 3)	④			934,500	375,500		375,500	
平成 26 年 3 月期	年月日		平成 26 年 6 月 2 日	平成 28 年 12 月 21 日	平成 28 年 12 月 27 日	平成 29 年 2 月 28 日	平成 29 年 5 月 25 日	平成 29 年 6 月 22 日	平成 30 年 5 月 22 日
	所得金額 (注 1)	①	0	28,368,897			棄 却		棄 却
	納付すべき法人税額 (注 2)	②	△113	6,393,700					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	3,175,391	0					
	重加算税の額 (注 3)	④			2,236,500	933,500		933,500	
平成 27 年 3 月期	年月日		平成 27 年 6 月 1 日	平成 28 年 12 月 21 日					
	所得金額 (注 1)	①	△33,666,880	△3,626,925					
	納付すべき法人税額 (注 2)	②	△89	△89					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	36,842,271	3,626,925					
	重加算税の額 (注 3)	④							
平成 28 年 3 月期	年月日		平成 28 年 5 月 30 日	平成 28 年 12 月 21 日	平成 28 年 12 月 27 日	平成 29 年 2 月 28 日	平成 29 年 5 月 25 日	平成 29 年 6 月 22 日	平成 30 年 5 月 22 日
	所得金額 (注 1)	①	0	11,730,974			棄 却		棄 却
	納付すべき法人税額 (注 2)	②	△69	2,091,400					
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	③	23,930,673	0					
	重加算税の額 (注 3)	④			731,500	288,500		288,500	

注 1 所得金額欄の△印は、欠損金額を示す。

注 2 納付すべき法人税額欄の△印は、還付金の額を示す。

注 3 「重加算税の額」欄に記載の金額のうち、「再調査の請求」及び「審査請求」の各欄に記載の金額は、別表 4 で算出した過少申告加算税相当額である。

(別紙8)

復興特別法人税に係る課税等の経緯

(単位：円)

課税事業 年度	区分		申告	期限後申告	修正申告	賦課決定処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
	項目									
平成25年3月 課税事業年度	年月日			平成28年12月21日		平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準 法人税額	①		2,670,000				棄却		棄却
	納付すべき復興 特別法人税額	②		267,000						
	重加算税の額 (注1)	③				104,000	39,000		39,000	
平成26年3月 課税事業年度	年月日		平成26年6月2日		平成28年12月21日	平成28年12月27日	平成29年2月28日	平成29年5月25日	平成29年6月22日	平成30年5月22日
	課税標準 法人税額	①	0		6,393,000			棄却		棄却
	納付すべき復興 特別法人税額 (注2)	②	△2		639,200					
	重加算税の額 (注3)	③				220,500	69,500		69,500	

- 注1 「重加算税の額」欄に記載の金額のうち、「再調査の請求」及び「審査請求」の各欄に記載の金額は、別表5で算出した無申告加算税相当額である。
 注2 納付すべき復興特別法人税額欄の△印は、還付金の額を示す。
 注3 「重加算税の額」欄に記載の金額のうち、「再調査の請求」及び「審査請求」の各欄に記載の金額は、別表5で算出した過少申告加算税相当額である。

(別紙9)

地方法人税に係る課税等の経緯

(単位：円)

課税事業 年度	区 分		確定申告	修正申告	賦課決定処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
	項 目	年 月 日							
平成 28 年 3 月 課税事業年度	年月日		平成 28 年 5 月 30 日	平成 28 年 12 月 21 日	平成 28 年 12 月 27 日	平成 29 年 2 月 28 日	平成 29 年 5 月 25 日	平成 29 年 6 月 22 日	平成 30 年 5 月 22 日
	課税標準 法人税額	①	0	2,091,000			棄却		棄却
	納付すべき 地方法人税額	②	0	92,000					
	重加算税の額 (注)	③			31,500	9,000		9,000	

注 「重加算税の額」欄に記載の金額のうち、「再調査の請求」及び「審査請求」の各欄に記載の金額は、別表6で算出した過少申告加算税相当額である。

(別紙10)

法人税の重加算税の額 (被告主張額)

(単位：円)

項目		順号	平成25年3月期	平成26年3月期	平成28年3月期
重 加 算 税 額 の 計 算	確定申告における税額 (注1、2)	1	△142	△113	△69
	修正申告における税額 (注3)	2	2,670,400	6,393,700	2,091,400
	修正申告により納付すべきことと なった税額(2-1)(注4、5)	3	2,670,500	6,393,800	2,091,400
	加算税の基礎となる税額 (3の金額)(注6)	4	2,670,000	6,390,000	2,090,000
	加算税の割合	5	35%	35%	35%
	重加算税の額 (4×5)	6	934,500	2,236,500	731,500

注1 △印は、還付金に相当する金額を表す。

2 還付金に相当する金額は、法人税確定申告書「この申告による還付金額」の「計」欄(平成25年3月期及び平成26年3月期の法人税確定申告書19欄、平成28年3月期の法人税確定申告書27欄)の金額である。

3 原告の各事業年度における法人税修正申告書の「差引確定法人税額」欄(15欄)の金額である。

4 通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

5 法人税修正申告書の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄(平成25年3月期及び平成26年3月期の法人税修正申告書25欄、平成28年3月期の法人税修正申告書29欄)の金額である。

6 通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(別紙11)

復興特別法人税の重加算税の額（被告主張額）

(単位：円)

項目		順号	平成25年3月 課税事業年度	平成26年3月 課税事業年度
重加算税額の計算	確定申告（期限内）における税額 （注1）	1		△2
	修正申告（又は期限後申告）に おける税額（注2）	2	267,000	639,200
	修正申告（又は期限後申告）により納 付すべきこととなった税額 （2－1）（注3）	3	267,000	639,200
	加算税の基礎となる税額 （3の金額）（注4）	4	260,000	630,000
	加算税の割合	5	40%	35%
	重加算税の額 （4×5）	6	104,000	220,500

注1 △印は、還付金に相当する金額を表す。

還付金に相当する金額は、復興特別法人税申告書の「この申告による還付金額」欄（5欄）の金額である。

2 平成25年3月課税事業年度分については、復興特別法人税期限後申告書の「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額」欄（4欄）の金額である。

平成26年3月課税事業年度については、復興特別法人税修正申告書の「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額」欄（4欄）の金額である。

3 通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

4 通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(別紙12)

地方法人税の重加算税の額（被告主張額）

(単位：円)

項目		順号	平成28年3月 課税事業年度
重 加 算 税 額 の 計 算	確定申告における税額 (注1)	1	0
	修正申告における税額 (注2)	2	92,000
	修正申告により納付すべきことと なった税額(2-1)(注3、4)	3	92,000
	加算税の基礎となる税額 (3の金額)(注5)	4	90,000
	加算税の割合	5	35%
	重加算税の額 (4×5)	6	31,500

- 注1 地方法人税確定申告書「差引確定地方法人税額」欄(42欄)の金額である。
2 地方法人税修正申告書「差引確定地方法人税額」欄(42欄)の金額である。
3 通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
4 地方法人税修正申告書の「この申告により納付すべき地方法人税額」欄(47欄)の金額である。
5 通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額であ

別紙4の1～5の3、別紙13の1～15 省略